

大分県農業経営基盤強化資金特別利子助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、足腰の強い農業構造を確立するため、大分県農業経営基盤強化資金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき資金の融通を行う融資機関であって、実施要綱第5の事務の委託を受けた者又は実施要綱第3の7の直接貸付にあっては農業者及び農業者に対して利子助成を行う市町村に対し、予算の定めるところにより利子助成事業費補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子助成対象資金及び利子助成率)

第2条 前条の利子助成の対象となる資金は、融資機関が農業者に融通する大分県農業経営基盤強化資金とし、その利子助成率は実施要綱第3の5に規定する率とする。

(利子助成契約)

第3条 第1条の利子助成は、知事が融資機関との間に締結する利子助成契約書によって行うものとする。

ただし、第1条に規定する農業者及び農業者に対して利子助成を行う市町村への補助にあってはこの限りではない。

(利子助成事業費補助金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子助成事業費補助金は、次のとおりとする。

融資機関が融資した毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「計算期間」という。）における資金の年間融資平均残高（延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数で除して得た額をいう。）に対し、利子助成率を乗じて得た額とする。

(交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項並びに第12条の規定による交付申請並びに実績報告は、交付申請書並びに実績報告書（様式第1号）に、第1条に規定する融資機関及び直接貸付の農業者に対して利子助成を行う市町村については、次に掲げる書類を添付し、毎年1月1日から12月31日までの期間に係るものについて、翌年の1月31日までに農業者及び融資機関は知事に、市町村は振興局を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付及び利子助成計画並びに貸付及び利子助成実績書（様式第2号）
- (2) 融資平均残高計算明細書（様式第3号）

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 利子助成等補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 常に利子助成等に係る貸付債権の保全に努めること。
- (3) 利子助成費補助金は、平成26年3月31日までは直接貸付の農業者に直接交付することとし、平成26年4月1日からは農業者に対して利子助成を行う市町村に交付するものとする。
- (4) 市町村長は、農業者に利子助成費補助金の交付を決定する際には、この項の第1号から第2号までの条件を付すこと。
この場合において、「知事」を「市町村長」に、「県」を「市町村」に読みかえるものとする。
- (5) その他、規則、この要綱及び実施要綱の定めに従うこと。

(交付決定通知並びに額の確定通知)

第7条 規則第6条並びに規則第13条の規定による通知は、交付決定通知書並びに額の確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知及び額の確定通知を受けた者が、補助金の交付請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を農業者及び融資機関は知事に、市町村は振興局を経由して知事に提出しなければならない。

(交付方法)

第9条 この補助金は、精算払いの方法により交付する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。

この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。